

山形県の最低賃金が改正されました！

山形県最低賃金	最低賃金額		効力発生日
	時間額	955円	令和6年10月19日

特定（産業別）最低賃金	最低賃金額		効力発生日
一般産業用機械・装置等製造業	時間額	1,012円	令和6年12月25日
電気機械器具等製造業	時間額	996円	
自動車・同附属品製造業	時間額	1,012円	
自動車整備業 (分解整備従事者に限る)	時間額	1,017円	

※1 「一般産業用機械・装置等製造業」、「電気機械器具等製造業」は略称での表記。

2 特定（産業別）最低賃金は、山形県内4つの産業の基幹的労働者に適用され、山形県最低賃金を上回る額で設定されている最低賃金です。

【問合せ先】山形労働局労働基準部賃金室（TEL 023-624-8224）又は最寄りの労働基準監督署

〈掲載文例2〉 ※山形県最低賃金を掲載済みの場合

山形県の特定（産業別）最低賃金が改正されました！

特定（産業別）最低賃金	最低賃金額		効力発生日
一般産業用機械・装置等製造業	時間額	1,012円	令和6年12月25日
電気機械器具等製造業	時間額	996円	
自動車・同附属品製造業	時間額	1,012円	
自動車整備業 (分解整備従事者に限る)	時間額	1,017円	

※1 「一般産業用機械・装置等製造業」、「電気機械器具等製造業」は略称での表記。

2 特定（産業別）最低賃金は、山形県内4つの産業の基幹的労働者に適用され、山形県最低賃金を上回る額で設定されている最低賃金です。

【問合せ先】山形労働局労働基準部賃金室（TEL 023-624-8224）又は最寄りの労働基準監督署

〈掲載文例3〉

山形県の最低賃金が改正
【山形県最低賃金】

▼時間額 955円

▼効力発生日 令和6年10月19日

【特定（産業別）最低賃金】

▼一般産業用機械・装置等製造業 時間額 1,012円

▼電気機械器具等製造業 同 996円

▼自動車・同附属品製造業 同 1,012円

▼自動車整備業（分解整備従事者に限る）同 1,017円

▼効力発生日 令和6年12月25日

問合せ先 山形労働局労働基準部賃金室
TEL 023（624）8224
又は最寄りの労働基準監督署

〈掲載文例4〉 ※山形県最低賃金を掲載済みの場合

山形県の最低賃金が改正
【特定（産業別）最低賃金】

▼一般産業用機械・装置等製造業 時間額 1,012円

▼電気機械器具等製造業 同 996円

▼自動車・同附属品製造業 同 1,012円

▼自動車整備業（分解整備従事者に限る）同 1,017円

▼効力発生日 令和6年12月25日

問合せ先 山形労働局労働基準部賃金室
TEL 023（624）8224
又は最寄りの労働基準監督署